

狛江市情報セキュリティインシデントに関する緊急即応体制（CSIRT）管理運営要綱

令和元年 11 月 11 日

要綱第 120 号

（目的）

第1条 この要綱は、狛江市の情報システムにおけるインシデントに、迅速かつ適切に対応するためのインシデントに関する緊急即応体制（以下「CSIRT」という。）を構築するとともに、CSIRTの管理運営に必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) インシデント 市民生活や行政運営に影響を及ぼし、情報セキュリティを脅かす事件及び事故をいう。
- (2) インシデントハンドラー インシデントの発生又は発生のおそれがある情報（以下「インシデント情報」という。）を収集及び分析し、インシデントによる被害状況等の把握、初動対応及び復旧措置の実施、再発防止策の検討及び実施、関係機関等への報告、公表等の一連の対応（以下「インシデント対応」という。）を行う上で、中心的な役割を担う者をいう。
- (3) 関係機関等 国の行政機関及び組織（総務省、警察庁、内閣サイバーセキュリティセンター等）、他の地方公共団体その他情報セキュリティに係る公的機関並びに民間の機関（地方公共団体情報システム機構、JPCERTコーディネーションセンター等）をいう。

（所掌事項）

第3条 CSIRTは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) インシデント情報の収集及び分析に関すること。
- (2) インシデント対応の実施に関すること。
- (3) 平常時におけるインシデント発生の予防に関すること。
- (4) その他インシデントに関する重要事項に関すること。

（CSIRT責任者等の設置）

第4条 インシデント対応を迅速かつ適正に行うため、CSIRTにCSIRT責任者、CSIRT管理者、インシデントハンドラー及び管理責任者（狛江市電子計算組織管理運営規則（昭和63年規則第13号）第5条第1項に規定する管理責任者をいう。以下同じ。）を置く。

- 2 CSIRT責任者は、総務部長をもって充てる。
- 3 CSIRT管理者は、総務部総務課長をもって充てる。
- 4 CSIRT管理者は、CSIRT責任者を補佐し、CSIRT責任者に事故等があるときには、その職務を代理する。

5 インシデントハンドラーは、総務部総務課情報システム系の職員の中からCSIRT管理者が指名する者をもって充てる。

(CSIRT責任者の所掌事項)

第5条 CSIRT責任者は、次に掲げる事務を行う。

(1) CSIRTの所掌事項の総括

(2) 重大なインシデントの発生及び対応に係る最高情報統括責任者（狛江市情報セキュリティ対策基準（令和元年10月7日市長決裁）第1第1項第1号に規定する最高情報統括責任者をいう。以下同じ。）への調整及び報告

(3) インシデント対応に係る教育・訓練計画の策定

(4) 管理責任者へのインシデント対応の指示

(CSIRT管理者の所掌事項)

第6条 CSIRT管理者は、次に掲げる事務を行う。

(1) インシデントハンドラーの指名

(2) インシデント対応の指示及び進行管理

(管理責任者の所掌事項)

第7条 管理責任者は、所管する情報システムについて、インシデント発生の予防に努めるとともに、インシデント対応を迅速かつ確実に行うための体制を整備するものとする。

2 管理責任者は、インシデント対応について、CSIRT責任者の指示に従う。

(インシデントハンドラーの所掌事項)

第8条 インシデントハンドラーは、CSIRT管理者を補佐するとともに、インシデント発生時には速やかにインシデント対応にあたる。

2 インシデントハンドラーは、インシデント対応の進行状況等について、CSIRT管理者に適宜報告し、その指示を受けるものとする。

(P○Cの設置)

第9条 CSIRT管理者は、インシデント情報を迅速かつ確実に収集及び分析するため、インシデント情報を発見した者からの通報を受ける統一的な窓口（以下「P○C」という。）を別表1のとおり設置し、P○C担当者を総務部総務課情報システム系の職員の中から指名する。

2 CSIRT管理者は、P○Cの設置、別に定めるP○Cへの通報等に関する必要な事項について、公表するとともに、職員に周知する。

3 P○C担当者は、インシデント情報の通報を受けたときは、当該インシデント情報を速やかにCSIRT管理者に報告する。

(インシデントの区分)

第10条 CSIRT管理者は、前条の規定により報告を受けたインシデント情報について、当該インシデントを別表2の判定基準に基づきレベル0から3に区分するとともに、インシデントハンドラーにインシデント対応を指示する。

2 CSIRT管理者は、前項の規定によりインシデントをレベル2又は3に区分したときは、速やかにCSIRT責任者に報告するとともに、当該インシデントに係る危機管理対応について協議するものとする。

(再発防止措置の実施)

第11条 CSIRT管理者は、インシデント復旧措置後、速やかにインシデントが発生した電子計算組織を所管する管理責任者と協議の上、インシデントの再発防止に必要な措置を講じるものとする。

(報告及び公表)

第12条 CSIRT管理者は、管理責任者と協議の上、関係機関等への報告方法及び報道機関等への公表の有無について、CSIRT責任者に報告及び承認を得るものとする。

2 CSIRT責任者は、前項に基づく結果を最高情報統括責任者に報告するものとする。

(教育及び訓練の実施)

第13条 CSIRT責任者は、職員がインシデント対応を適正に行えるよう、インシデント対応に関する教育・訓練計画を策定する。

2 CSIRT管理者は、定期的に教育・訓練計画を見直すものとする。

3 CSIRT管理者及び管理責任者は、前項に規定する教育・訓練計画に基づき、職員に対し、教育及び訓練を行う。

(庶務)

第14条 CSIRTの庶務は、総務部総務課情報システム係において処理する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほかCSIRTの管理運営に関し必要な事項は、CSIRT責任者が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表1 (第9条関係)

狛江市CSIRT POC

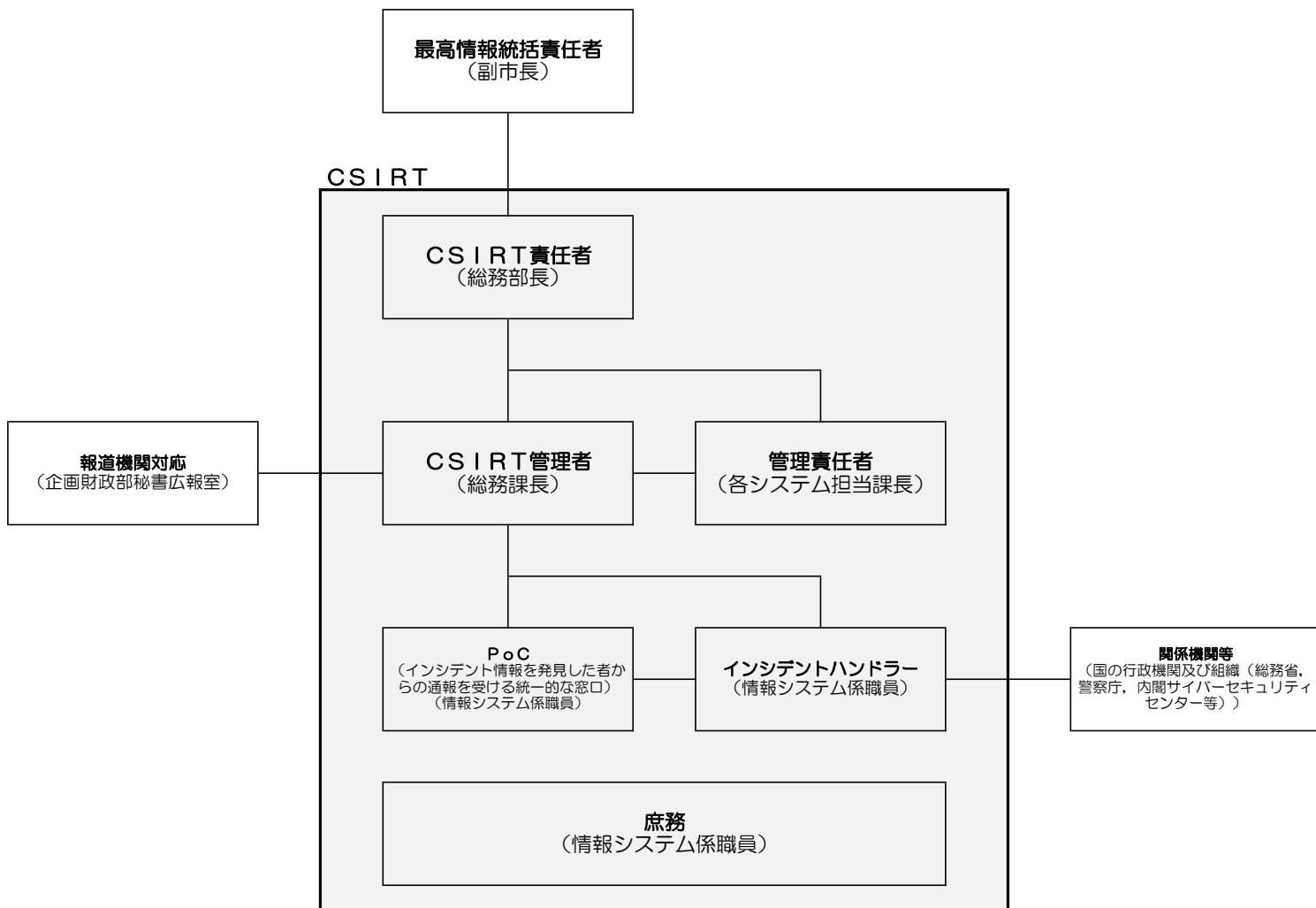
所在地	〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
担当組織	総務部 総務課 情報システム係
対応時間	平日 午前8時30分から午後5時15分まで
電話番号	03-3430-1189
緊急時(休日・夜間等)	03-3430-1111
FAX番号	03-3430-6870
メールアドレス	csirt@city.komae.lg.jp

別表2（第10条関係）

レベル 判定基準

0	インシデントにより発生した，又は今後発生し得る市民生活及び行政運営への被害が存在しないと判断した場合
1	インシデントにより発生した，又は今後発生し得る市民生活及び行政運営への被害が軽微であると判断した場合
2	インシデントにより発生した，又は今後発生し得る市民生活及び行政運営への被害が限定的かつ特定されており，それ以上の被害の可能性がないと判断した場合
3	インシデントにより発生した，若しくは今後発生し得る市民生活や行政運営への被害が広範に渡る，又は被害の範囲が特定できない場合

## 狛江市CSIRT図



CSIRT全体の業務内容

- (1) インシデント情報の収集及び分析に関すること。
- (2) インシデント対応の実施に関すること。
- (3) 平常時におけるインシデント発生の予防に関すること。
- (4) その他インシデントに関する重要事項に関すること。